

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

社会保険労務士法人 金沢ロームオフィス

連絡先：〒920-0802 石川県金沢市三池町 1 1 9 番地 4

TEL：076-225-3803 FAX：076-225-3804

E-mail：info@sharoshiman.com

遺族厚生年金の見直しについて

◆年金制度改正法案に対する意見

遺族年金の見直しをめぐり、SNS等に“5年で打ち切り”“大幅カット”といった投稿がなされ、国会議員に苦情が寄せられていると報じられています。

こうした反応を受け、厚生労働省は6月3日、「遺族厚生年金の見直しに関するご指摘への考え方」を示しました（6月11日更新）。

◆既に遺族厚生年金を受給している方等は見直しの対象外

見直しの施行直後に原則5年の有期給付の対象となるのは、18歳年度末までの子がいらない、2028年度末時点で40歳未満の女性で、既に遺族厚生年金を受給している方や60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、2028年度に40歳以上になる女性には、影響はありません。

18歳年度末までの子がいの方は、子が18歳年度末になるまでの間の給付内容は現行制度と同じです。

◆「5年の有期給付」について

見直し後は、60歳未満で死別した場合、原則5年間の有期給付となりますが、この給付には加算が上乗せされ、5年有期給付の遺族厚生年金の額は現在の約1.3倍となります。要件を満たす方は、中高齢寡婦加算も支給されます。

また、障害年金受給権者や単身で就労収入が月額約10万円以下の方は継続給付として引き続き増額された遺族厚生年金が支給され、収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整されます。

◆遺族厚生年金の男女差の解消

現行では、女性が30歳以上で死別した場合に無期給付となる一方、男性は55歳

未満で死別した場合給付がなく、55歳以上で死別した場合、60歳から無期給付となります。

見直し後は、男女ともに収入要件がなくなり、上記の給付が受けられるようになります。

改正公益通報者保護法が成立しました

6月4日に公益通報者保護法の一部を改正する法律案が参院本会議で可決、成立しました。公益通報者保護法は、従業員が公益のために事業者の法律違反行為の通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護することを目的としており、下記について改正されます（公布から1年半以内に施行）。

◆フリーランスが「公益通報」の対象に

特定受託業務従事者（フリーランス）が公益通報者の範囲として追加されます。フリーランスや業務委託関係が終了して1年以内にフリー

ランスであった人が公益通報をしたことを理由に、業務委託に係る契約の解除等の不利益な取扱いをすることが禁止となります。

◆「解雇・懲戒」が刑事罰の対象に

公益通報したことを理由に従業員などを解雇や懲戒処分にする行為を刑事罰の対象とし、処分を決めた担当者には「6か月以下の拘禁刑か30万円以下の罰金」を、法人には「3,000万円以下の罰金」を科すとしています。

また、通報者が、通報後1年以内に解雇や懲戒を受けた場合は通報への報復を受けたと推定し、処分した側が「通報が理由ではない」と主張する場合はその立証責任を負うことになります。

一方、通報者への不当な配置転換や嫌がらせへの罰則については、今回の改正では見送られました。

◆その他の改正事項

消費者庁長官の事業者（常時使用する労働者が300人超に限る）への執行権限の強化として、事業者への立入検査権、勧告に従わない場合の命令権が新設されました。また、通報妨害の禁止、公益通報者を探索する行為の禁止が新たに規定されました。

施行までに改正内容を把握し、自社の体制や運用を見直していくことが必要となります。

iDeCoの加入年齢 70歳未満までに引上げ

個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入上限年齢が引き上げられます。現在は第1号被保険者と第3号被保険者は原則60歳まで、第2号被保険者は65歳未満とされていますが、改正後は一律70歳未満とし、老後資産の形成を促進します。施行は、改正法の公布から3年以内。

4月の実質賃金 4カ月連続マイナス

厚生労働省は5日、4月分の毎月勤労統計調査（速報値）を発表しました。実質賃金は前年同月比で1.8%減少し、4カ月連続のマイナスとなり、物価などの高騰に賃上げが追いついていない状況が続いています。基本給などの所定内給与は前年同月比2.3%増の26万9,325円で、3月分の1.4%から回復した一方、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）が4.1%上昇し、実質賃金は低下しました。

年金制度改革法案が成立

年金制度改革法案が13日、参議院本会議で可決、成立しました。被用者保険の適用拡大、在職老齢年金

制度の見直し、遺族年金の見直し等が講じられます。

基礎年金の底上げ策は、2029年公表予定の年金財政検証の結果を踏まえ、実施を判断します。

カスハラ対策義務化 改正法成立

改正労働施策総合推進法などが4日、参院本会議で可決、成立しました。今後、厚生労働省が指針を作成し1年半以内に施行されます。企業にカスハラへの対応方針の明確化や相談窓口の設置などを義務付け、取引先など他の会社の従業員にカスハラを起こさないための研修などは努力義務としました。附則には改正法で対象に含まれないフリーランスの保護について、今後検討することが明記されました。

令和7年4月石川県の雇用情勢

有効求人倍率4月
全国 1.26倍 石川 1.66倍
金沢 1.64倍

不足業種(抜粋)4月

建築土木	11.45倍
警備員	8.51倍
介護サービス	8.03倍
金属加工	3.04倍
営業員	2.38倍
自動車運転手	2.97倍
電気工事	3.92倍
理美容師	1.57倍
商品販売	2.03倍
一般事務	0.41倍